

(3) 鴻巣市地域公共交通計画の策定について

① 鴻巣市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

施行期日：令和7年9月25日

◆改正の概要

改正条項		改正内容
第1条	目的	【根拠法令の追加】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条
第2条	所掌事務	【所掌事務の追加】 ・ 交通計画の作成及び変更に関する事項 ・ 交通計画の実施に関する事項 ・ 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
第3条	組織	【新たな委員を追加】 鉄道事業者の代表者

② 鴻巣市地域公共交通計画の策定について

●計画について

- ・ 計画期間 令和9年度～13年度（5年間）
- ・ 計画策定 令和7年度、8年度（2か年）

●業務委託について（予定）

指名型プロポーザル方式

- ・ 指名業者数6社
- ・ 鴻巣市物品売買等指名競争入札参加者登録名簿に登録されたうち、大業種：その他の業務、小業種：集計・調査、企画研究、計画策定業務に登録がある事業者
- ・ 県内他市町の地域公共交通計画策定業務委託の実績がある者

●プロポーザル日程（予定）

令和7年11月中旬 プレゼンテーション

令和7年12月上旬 審査結果公表、契約締結

●主な業務内容

- 現状分析
- 地域公共交通の役割と課題の整理

iii) 地域公共交通に係る基本方針と目標の検討

iv) 目標達成のための実施事業の検討支援

③計画策定に向けた市民アンケート及び利用者アンケートの実施について

i) 市民アンケート

○対象者：鴻巣市民のうち無作為抽出した 2,000 人

○送付方法：郵送による回答票の送付

○回答方法：返信用封筒による返送または WEB（オンライン）アンケート

ii) 利用者アンケート

○運行事業者の協力の下、コミュニティバス「フラワー号」、こうのす乗合タクシー、ひなちゃんタクシーの利用者にアンケートに回答してもらえよう、各車両内にアンケート依頼を貼付し、WEB（オンライン）アンケートを実施

iii) アンケート実施時期

○令和 7 年 10 月下旬～11 月下旬

iv) 回答促進策

○まちのコイン“ブーケ”プレゼント

●次回会議開催予定

令和 8 年 2 月頃 委託業者選定後